

# **地域内フィーダー系統 旭川市生活交通確保維持改善計画**

**平成29年5月12日**

**旭川市地域公共交通会議**

# 1 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

## 1.1. 当該地域の公共交通の概況・問題点

### (1) 地域の概況

旭川市は北海道のほぼ中央に位置し、面積は約 748 km<sup>2</sup>で、大雪山に囲まれ、石狩川をはじめとする多くの河川が流入する中であって都市機能が集積する北海道の拠点である。旭川市の人口は 2017 年 4 月 1 日時点で 341,335 人であり、北海道で 2 位の規模となっている。人口推移を見ると、北海道全体と同様に 1995 年まで増加してきたが、2000 年以降は微減に転じており、将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）においても、人口減少と少子・高齢化が進展すると予測されている。

### (2) 公共交通の概況

旭川市の公共交通は、鉄道、路線バス、デマンド交通、タクシーで構成されている。鉄道は 4 本の JR 線があり、路線バスは民間 5 社による都市間バスと、民間 2 社による市内路線バスが運行されている。市内の鉄道駅は 18 駅あるが、旭川駅と永山駅以外は無人駅であり、1 日の平均乗車人員の約 8 割は旭川駅となっている。市内路線バスは、旭川電気軌道（株）が 70 系統、道北バス（株）が 74 系統あるが、乗車人員は減少の一途をたどっており、1967 年から 2009 年の 42 年間で約 7 割減少した。一方で、自動車登録台数は年々増加し、旭川都市圏の交通分担率も自動車が全体の 73.4%を占めている（H15 年度パーソントリップ調査）。

### (3) 公共交通の問題点

旭川市の高齢化率は 26.4%（2010 年国勢調査）であり、高齢化率の高い地域は市街化区域外で多く見られる。また、旭川市の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）を年齢別にみると、65 歳以上の人口が増え続けると予測され、2020 年の高齢化率は 35.6%、2030 年には 39.4%に達する見込みである。このことから、高齢者ドライバーによる交通事故の増加や、高齢化に伴い各居住地からバス停留所までの徒歩による移動が困難となる住民の増加、さらに、公共交通サービスが行き届いていない郊外部に居住する高齢者の移動がますます困難になることが予想される。

また、クルマ社会の進展に伴い、幹線道路沿道や郊外部に多くの大規模商業施設が開業しており、自家用車を利用できない高齢者の増加が見込まれる中、中心市街地や地域の生活拠点等の生活利便施設が集積している場所への公共交通のアクセスを向上させることは、地域における生活を守る上で必要であり、今後は、誰でも公共交通を利用しやすい環境をつくるなど、「地域の足」を確保することが重要になると考える。

## 1.2. 地域の公共交通の確保維持改善に係る計画策定の必要性

旭川市内の公共交通による移動は、既存の鉄道やバス、タクシー等によってある程度確保されているものの、平成 27 年度のバスの輸送人員は 11,954 千人で、平成元年に比べ半減、昭和 42 年に比べ 3 分の 1 以下となるなど、クルマを運転できない若年層や高齢者等の交通弱者が、日常生活を営むための最低限の移動手段として路線が確保されない状況が、今後、拡大することが懸念される。

これまで、平成 23 年度及び平成 24 年度において、地域公共交通調査事業を実施し、公共交通の課題を明確化するとともに地域の公共交通の確保維持に向けて、旭川市公共交通グランドデザインを策定し、課題解決に向けた取組を実施してきた。

この取組の一つとして、交通不便地域である米飯地区において、地域の住民等の移動の利便性の向上と効率化を図るべく、路線バスが運行していた区間を主な対象としたデマンド型の公共交通の導入し、地域間交通ネットワークである JR 石北本線「東旭川駅」等との接続した、持続可能で最適な公共交通の確立を目指した運行を行っている。

今後もさらに人口減少、少子高齢化が進む中、引き続き地域住民の移動手段の確保のため、デマンド交通の運行が必要であることから、地域内フィーダー系統旭川市生活交通確保維持改善計画を策定するものである。

## 2 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

### 2.1. 定量的な目標

#### (1) 公共交通カバー率の目標

下表のとおり、公共交通カバー率を維持することを目指す。

米飯地域 255 世帯（平成 23 年度調査時）の内、路線バスが運行していた際、バス停から 300 m 圏外の世帯数は 144 世帯（56%に相当）存在していたが、引き続きデマンド型交通を運行することで、公共交通カバー率 100%の維持を目指す。

表 計画の目標（公共交通カバー率）

	年 度	カバー率
現 状	平成 28 年度（現行）	100%
目 標	平成 29 年度（目標）	100%

#### (2) 乗車人数の目標

下表のとおり、人口が減少している状況をふまえ、現状の乗車人数の維持を目標とする。

表 計画の目標（乗車人数）

	年 度	乗車人数（1 日平均）
現 状	平成 28 年 10 月 1 日 平成 29 年 3 月 31 日	17.6 人
目 標	平成 29 年 10 月 1 日～	17.6 人

### 2.2. 効果

上記の目的を達成したことで得られる効果は以下のとおりである。

- ・交通空白地の住民の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保
- ・バス路線沿線の交通弱者の足の確保
- ・自家用車から公共交通利用による CO2 排出抑制
- ・自家用車から公共交通利用による交通事故の抑止

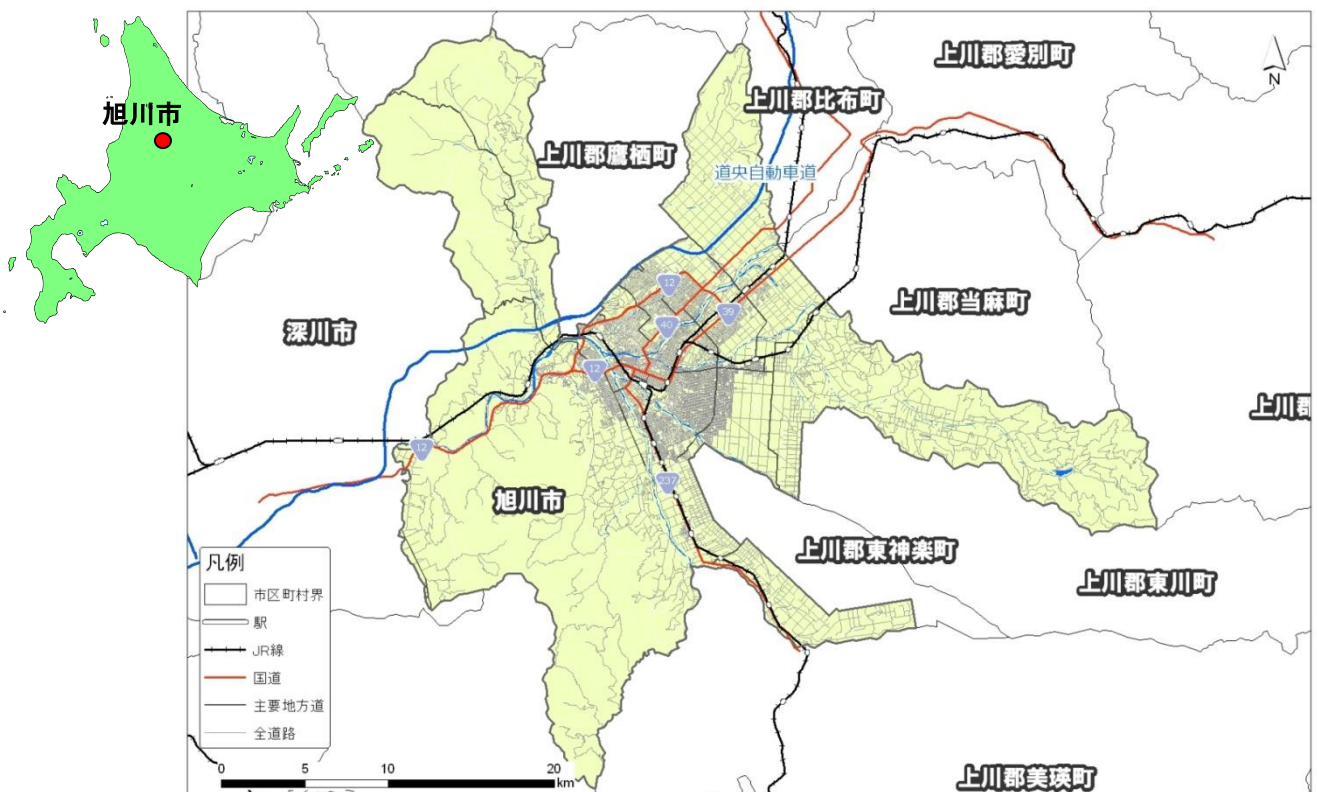
### 3 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者

#### 3.1. 対象路線の概要

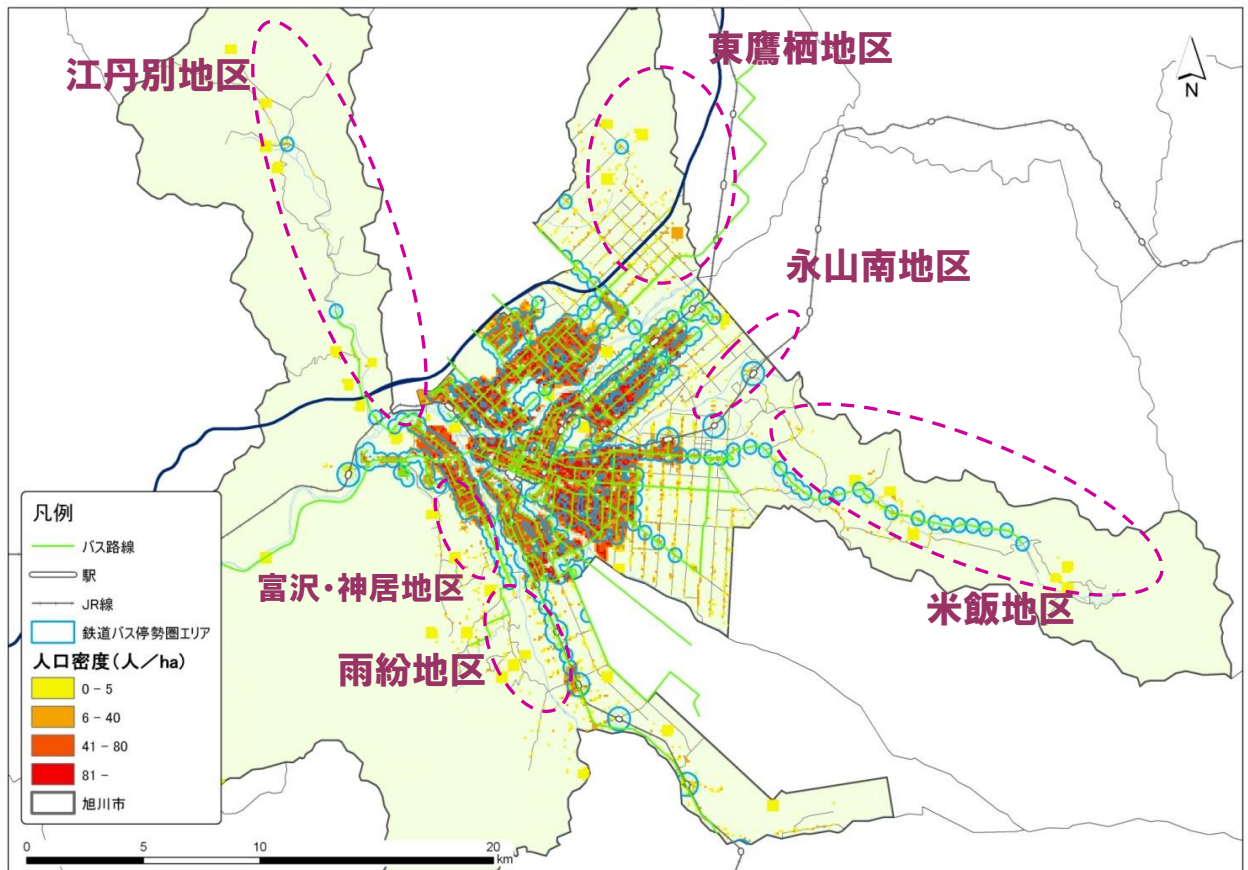
##### (1) 路線概要

- ・ 米飯地区から、JR 石北本線「東旭川駅」、当該方面の主要バス系統である東旭川線・東旭川 6 丁目バス停等へ接続している。
- ・ 米飯地域には、基幹となる道路が存在するため、起終点があり、一定の方向性をもって運行する形態の起終点固定型とする。
- ・ 東旭川駅 ⇒ 旭川 21 世紀の森付近までの距離：約 20km  
(デマンド型交通の旅行速度 (想定) : 22.5km/h)
- ・ 往路 (平日) 最低運行便数：4 便 (① 7:10～, ② 9:30～, ③12:00～, ④17:00～)
- ・ 復路 (平日) 最低運行便数：6 便 (① 8:30～, ②11:00～, ③13:00～, ④14:30～, ⑤16:00～, ⑥18:00～)
- ・ 往路 (休日) 最低運行便数：3 便 (① 7:30～, ②10:00～, ③12:30～)
- ・ 復路 (休日) 最低運行便数：4 便 (① 8:30～, ②11:00～, ③13:30～, ④16:00～)
- ・ 隣家まで 300m を超えて住居が散在する地区で、1 km 以上も離れた居住者もいる。
- ・ 同地区内には、標高 250～300m の丘陵を挟んで住居があり、その住民は、最寄りのバス停まで夏は徒歩 30 分程度、冬は積雪等により 1 時間弱かかる状況であったが、デマンド型交通を運行することで利便性が向上した。

#### 旭川市位置図／旭川市全図



旭川市内：交通空白・不便地域



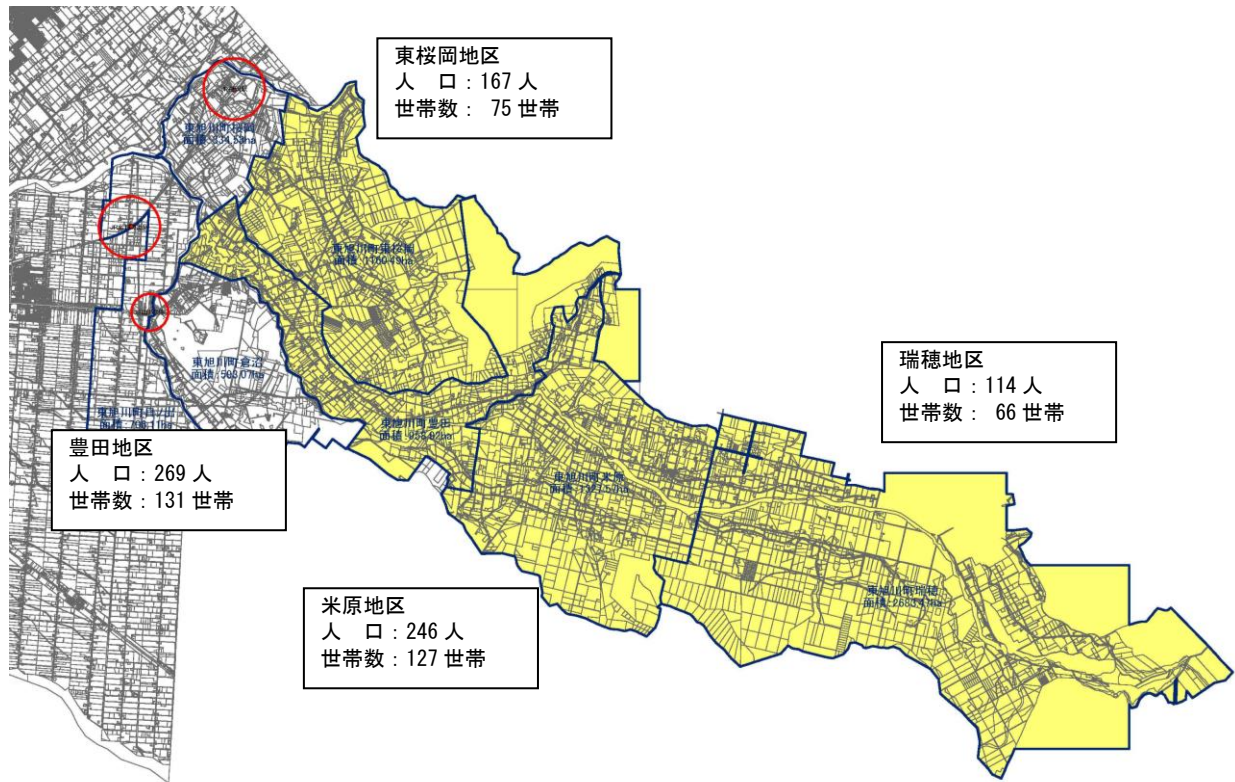
JR 東旭川駅／東旭川6丁目バス停 近辺図

●指定施設の地図

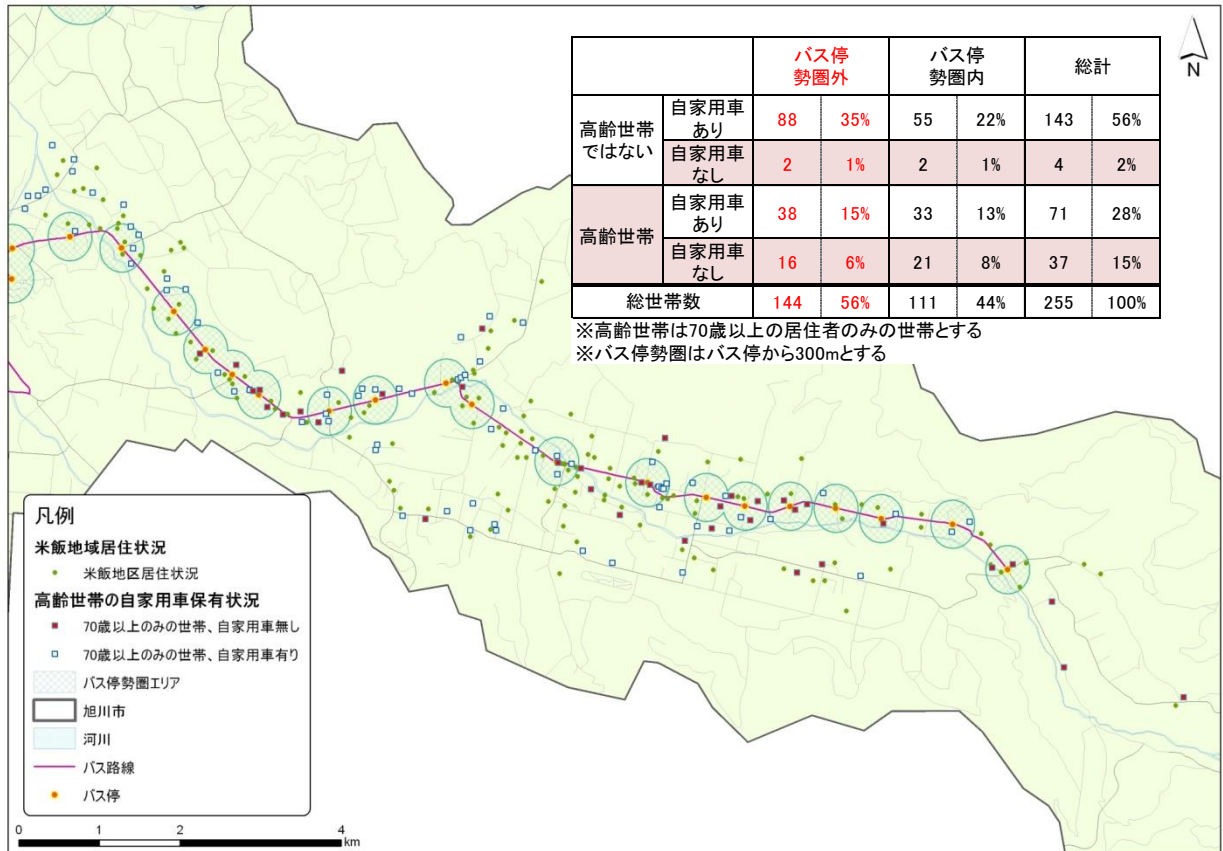




### 米飯地区の範囲と人口、面積（平成29年4月1日現在）



### 米飯地区の居住状況及び自家用車保有状況



### 3.2. 運行を確保するシステムの概要及び運行予定者

(1) 平成30年度（平成29年10月～平成30年9月）

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統） 平成30年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業 に要する国庫 補助額 (千円)	国庫補助金内 定申請額 (千円)	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型/ デマンド型の別	基準ロで 該当する要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 と接続確保策	基準二で 該当する要件 (別表7のみ)
旭川市	旭川中央ハイヤー株式 会社	(1)米飯線	3,903.0 千円	2,619.0 千円		デマンド型	②(2)	JR東旭川駅、東旭川6丁 目バス停などへの接続	③
合 計				2,619 千円					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				2,619 千円					
						国庫補助 上限額 (千円)	2,619 千円		

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助金内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

(2) 平成31年度（平成30年10月～平成31年9月）

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統） 平成31年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業 に要する国庫 補助額 (千円)	国庫補助金内 定申請額 (千円)	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型/ デマンド型の別	基準ロで 該当する要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 と接続確保策	基準二で 該当する要件 (別表7のみ)
旭川市	旭川中央ハイヤー株式 会社	(1)米飯線	3,903.0 千円	2,619.0 千円		デマンド型	②(2)	JR東旭川駅、東旭川6丁 目バス停などへの接続	③
合 計				2,619 千円					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				2,619 千円					
						国庫補助 上限額 (千円)	2,619 千円		

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助金内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。



(3) 平成 32 年度（平成 31 年 10 月～平成 32 年 9 月）

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統）

平成32年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業 に要する国庫 補助額 (千円)	国庫補助金内 定申請額 (千円)	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型/ デマンド型の別	基準口で 該当する要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 と接続確保策	基準二で 該当する要件 (別表7のみ)
旭川市	旭川中央ハイヤー株式 会社	(1)米飯線	3,903.0 千円	2,619.0 千円		デマンド型	②(2)	JR東旭川駅、東旭川6丁 目バス停などへの接続	③
合 計				2,619 千円					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				2,619 千円					

国庫補助 上限額 (千円)	2,619 千円
---------------------	----------

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助金内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

#### 4 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及び負担額

(1) 平成30年度（平成29年10月～平成30年9月）

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域内フィーダー系統【デマンド型（区域）運行】用）

事業者名	旭川中央ハイヤー株式会社	平成30年度
------	--------------	--------

##### 1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送								
	営業収益	2,217	千円	営業外収益	0	千円	経常収益(イ)	2,217	千円
	営業費用	8,614	千円	営業外費用	0	千円	経常費用(ロ)	8,614	千円
	営業損益	△6,397	千円	営業外損益	0	千円	経常損益	△6,397	千円
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	1	台	補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス 提供時間(ニ)	2,376.5	時間	経常収支率	25.73	%	

##### 2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり 標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
北北海道	3,624円 .65銭	2,732円 .72銭	2,732円 .72銭	932円 .88銭
	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭

##### 3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行回数	1回当たりサー ビス提供時間 リ	リのうち補助ブ ロック外乗入部 分に係るサー ビス提供時間 ヌ	リのうち同一補 助ブロック市区 町村外乗入部 分に係るサー ビス提供時間 ル	補助ブロック外乗 り入れ部分及び同 一補助ブロック市区 町村外乗り入れ部 分以外のサービス 提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル)) ÷リ=ヲ	計画サービス 提供時間 ワ
			発地	営業 区域	着地							
北北海道	1	米飯線	旭川21世 紀の森	瑞穂・米原・ 豊田・東桜岡	東旭川地 区	365日	1,648.0回	2.6時間	0.0時間	0.0時間	100.000%	4,337.3時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
合 計		1系統						2.6時間	0.0時間	0.0時間		4,337.3時間

補助ブ ロック 名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額 ト×フ以下の額:カ	経常収益の 見込額 チ×フ以上の額:ヨ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 カーヨ=タ	タのうち補助ブ ロック外乗入部分 及び同一補助ブ ロック市区町村 外乗入部分以外 に係るもの タ×ヲ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の 1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助 上限額 ラ	国庫補助金 内定申請額 (ナ又はアのう ちいずれか少ないほう の額) ム
北北海道	1	11,852,626円	4,046,181円	7,806,445円	7,806,445円	7,806千円	3,903.0千円		
		円	円	円	円	千円	千円		
		円	円	円	円	千円	千円		
		円	円	円	円	千円	千円		
		円	円	円	円	千円	千円		
合 計		11,852,626円	4,046,181円	7,806,445円	7,806,445円	7,806千円	3,903千円	2,619千円	2,619千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合																
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要								
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合									
北海道	1	11,675,013円																		
		円																		
		円																		
		円																		
		円																		
		円																		
合計		11,675,013円	9,056,013円	円	%	6,543,855円	72.3%	円	%	円	%									

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表28)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 補助対象期間の前々年度の保有車両台数の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通確保維持改善計画に記載された運行系統を運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(ワ欄)については、【(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含まない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

(2) 平成31年度（平成30年10月～平成31年9月）

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域内フィーダー系統【デマンド型（区域）運行】用）

事業者名	旭川中央ハイヤー株式会社	平成31年度
------	--------------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	2,217 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	2,217 千円
	営業費用	8,614 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	8,614 千円
営業損益	△ 6,397 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	△ 6,397 千円	
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	台 1	補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス 提供時間(ニ)	時間 2,376.5	経常収支率	25.73 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり 標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
北北海道	3,624 円 .65 銭	2,732 円 .72 銭	2,732 円 .72 銭	932 円 .88 銭
	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行回数	1回当たりサー ビス提供時間 リ	リのうち補助 ブロック外乗入部 分に係るサー ビス提供時間 ヌ	リのうち同一補 助ブロック市区 町村外乗入部 分に係るサー ビス提供時間 ル	補助ブロック外乗 入れ部分及び同 一補助ブロック 市区町村外乗 入れ部分以外 のサービス提 供時間の比率 (リ-(ヌ+ル)) ÷リ=ワ	計画サービス 提供時間 フ
			発地	営業 区域	着地							
北北海道	1	米飯線	旭川21世 紀の森	瑞穂・米原・ 豊田・東桜岡	東旭川地 区	365 日	1,648.0 回	2.6 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000 %	4,337.3 時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
合 計		1 系統						2.6 時間	0.0 時間	0.0 時間		4,337.3 時間

補助ブ ロック 名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額 ト×フ以下の額:カ	経常収益の 見込額 チ×フ以上の額:ヨ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 カーヨ=タ	タのうち補助ブ ロック外乗入部分 及び同一補助ブ ロック市区町村 外乗入部分以外 に係るもの タ×ワ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の 1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助 上限額 ラ	国庫補助金 内定申請額 (ナ又はアのう ちいずれか少 ないほうの額) ム
北北海道	1	11,852,626円	4,046,181円	7,806,445円	7,806,445円	7,806 千円	3,903.0 千円		
		円	円	円	円	千円	千円		
		円	円	円	円	千円	千円		
		円	円	円	円	千円	千円		
		円	円	円	円	千円	千円		
		円	円	円	円	千円	千円		
合 計		11,852,626円	4,046,181円	7,806,445円	7,806,445円	7,806 千円	3,903 千円	2,619 千円	2,619 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合																
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要								
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合									
北海道	1	11,675,013円																		
		円																		
		円																		
		円																		
		円																		
合計		11,675,013円	9,056,013円	円	%	6,543,855円	72.3%	円	%	円	%									

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6（附則第3条の適用を受ける事業者については別表28）の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 補助対象期間の前々年度の保有車両台数の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通確保維持改善計画に記載された運行システムを運行するにあたって必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」（リ欄）については、【（1回あたり平均運行時間）+（1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数）】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（ヌ）に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率（ヲ）」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、（ヅ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.1～0.9千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間（運行開始時間）から事業終了時間（運行終了時間）までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中（帰庫途中）に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両（1台で3系統運行等）の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間（ワ欄）を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

(3) 平成32年度（平成31年10月～平成32年9月）

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域内フィーダー系統【デマンド型（区域）運行】用）

事業者名	旭川中央ハイヤー株式会社	平成32年度
------	--------------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	2,217 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	2,217 千円
	営業費用	8,614 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	8,614 千円
営業損益	△ 6,397 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	△ 6,397 千円	
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	1	補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス 提供時間(ニ)	2,376.5	時間	経常収支率	25.73 %

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり 標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
北北海道	3,624 円 .65 銭	2,732 円 .72 銭	2,732 円 .72 銭	932 円 .88 銭
	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行回数	1回当たりサー ビス提供時間 リ	リのうち補助ブ ロック外乗入部 分に係るサー ビス提供時間 ヌ	リのうち同一補 助ブロック市区 町村外乗入部 分に係るサー ビス提供時間 ル	補助ブロック外乗 入れ部分及び同 一補助ブロック市区 町村外乗入れ部 分以外のサービス 提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル)) ÷リ=ラ	計画サービス 提供時間 ワ
			発地	営業 区域	着地							
北北海道	1	米飯線	旭川21世 紀の森	瑞穂・米原・ 豊田・東桜岡	東旭川地 区	365 日	1,648.0 回	2.6 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000 %	4,337.3 時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
合 計		1 系統						2.6 時間	0.0 時間	0.0 時間		4,337.3 時間

補助ブ ロック 名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の 見込額 チ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 カーヨ=タ	タのうち補助ブ ロック外乗入部分 及び同一補助ブ ロック市区町村 外乗入部分以外 に係るもの タ×ワ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の 1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助 上限額 ラ	国庫補助金 内定申請額 (ナ又はワのうち いずれか少ないほう の額) ム
北北海道	1	11,852,626円	4,046,181円	7,806,445円	7,806,445円	7,806 千円	3,903.0 千円		
		円	円	円	円	千円	千円		
		円	円	円	円	千円	千円		
		円	円	円	円	千円	千円		
		円	円	円	円	千円	千円		
合 計		11,852,626円	4,046,181円	7,806,445円	7,806,445円	7,806 千円	3,903 千円	2,619 千円	2,619 千円



補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合																
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要								
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合									
北海道	1	11,675,013円																		
		円																		
		円																		
		円																		
		円																		
合計		11,675,013円	9,056,013円	円	%	6,543,855円	72.3%	円	%	円	%									

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6（附則第3条の適用を受ける事業者には別表28）の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者には、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 補助対象期間の前々年度の保有車両台数の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通確保維持改善計画に記載された運行システムを運行するにあたって必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」（リ欄）については、【（1回あたり平均運行時間）+（1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数）】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（ヌ）に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率（ヲ）」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、（ツ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.1～0.9千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間（運行開始時間）から事業終了時間（運行終了時間）までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中（帰庫途中）に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両（1台で3系統運行等）の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間（ワ欄）を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

5 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

旭川中央ハイヤー株式会社

6 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

該当しないため、記載しない。

7 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

該当しないため、記載しない。

8 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準じる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧（表4）

該当しないため、記載しない。

## 9 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	旭川市
------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	25,944
交通不便地域	796

### 交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
796	旭川市東旭川町米飯地区(豊田・米原・瑞穂)、東桜岡地区	局長指定

### 国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
796	$796人 \times 150 + 250万円 = 2619千円$	2,619 千円

### (1) 記載要領

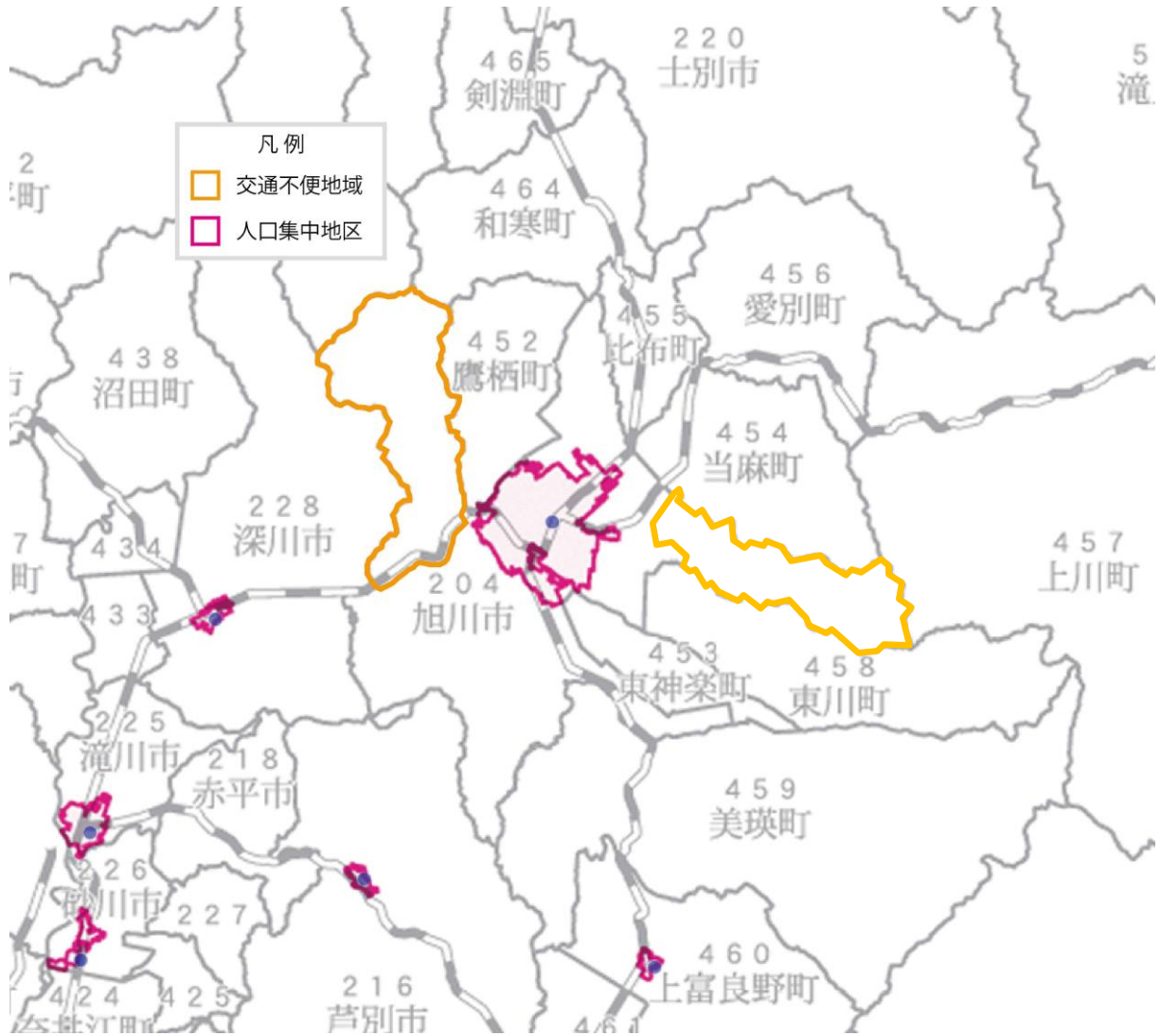
- 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する事業年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。  
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
- 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
- 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。）、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領（2.（1）⑫）に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
- 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
- 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

### (2) 添付書類

- 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図（ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可）

■添付書類 人口集中地区以外及び交通不便地域の区分が分かる地図

以下、旭川市における人口集中地区及び交通不便地域を示す。



## 10 車両の取得に係る目的・必要性

車両取得を行わないため、記載しない。

## 11 車両の取得に係る定量的な目標・効果

車両取得を行わないため、記載しない。

## 12 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担額及びその負担額

車両取得を行わないため、記載しない。

## 13 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画

該当しないため、記載しない。

## 14 協議会の開催状況と主な議論

### ・ 会議の開催

平成 23 年度は 1 回、平成 24 年度は 3 回、平成 25 年度は 3 回、平成 26 年度は 3 回、平成 27 年度は 3 回、平成 28 年度は 2 回、平成 29 年度は 1 回（計画策定時点）の地域公共交通会議を開催した。

表 会議開催内容

回	開催日時	主な協議内容
平成 23 年 第 1 回	平成 24 年 12 月 20 日	1) 監事の選任について 2) 地域公共交通基礎調査の進捗について 3) 平成 23 年度事業計画（案）について 4) 平成 23 年度予算（案）について
平成 24 年 第 1 回	平成 24 年 5 月 25 日	1) 平成 23 年度 事業結果、及び決算について 2) 平成 24 年度 旭川市生活交通路線（旭川市単独補助路線）について 3) 平成 24 年度 地域公共交通確保維持改善調査事業について 4) 旭川市米飯地域におけるデマンド型交通実証実験運行について 5) バリアフリー分科会の設置について
平成 24 年 第 2 回	平成 25 年 2 月 6 日	1) 平成 24 年度 地域公共交通確保維持改善調査事業について 2) 米飯地域におけるデマンド型交通実証実験運行について 3) ICカードシステムの導入報告について 4) バリアフリー分科会の開催状況、及び分科会事業の変更について
平成 24 年 第 3 回	平成 25 年 3 月 26 日	1) 平成 24 年度 地域公共交通確保維持改善調査事業について 2) 地域内フィーダー系統確保維持計画（旭川市東旭川米飯地区）について 3) 交通空白地域デマンド型公共交通導入モデル事業について 4) バス路線の変更・廃止について
平成 25 年 第 1 回	平成 25 年 6 月 11 日	1) 平成 24 年度 事業結果、及び決算について 2) 平成 25 年度 事業計画、及び予算について 3) 平成 25 年度 旭川市生活交通路線（旭川市単独補助路線）について 4) 旭川市公共交通ランドデザインについて 5) 地域内フィーダー系統確保維持計画（旭川市東旭川地区）について 6) 交通空白地域デマンド型公共交通導入モデル事業について 7) 公共交通の利便性向上に係る事項等について 8) その他



平成 25 年 第 2 回	平成 25 年 10 月 23 日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 旭川市公共交通グランドデザインについて</li> <li>2) 住民参加による低炭素都市形成計画モデル事業（環境省事業）について</li> <li>3) 交通空白地域デマンド型公共交通導入モデル事業について</li> <li>4) 協働推進事業について</li> <li>5) 乗合タクシーの回数券導入について</li> <li>6) その他</li> </ol>
平成 25 年 第 3 回	平成 26 年 1 月 27 日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 地域公共交通会議の機能強化について</li> <li>2) 新規バス路線について</li> <li>3) 路線バス運賃の改定について</li> <li>4) タクシー特措法の改正について</li> <li>5) 住民参加による低炭素都市形成計画モデル事業について</li> <li>6) 東旭川米飯地区乗合タクシー運行計画の変更について</li> <li>7) 永山東地区乗合タクシーの運行について</li> <li>8) その他</li> </ol>
平成 26 年 第 1 回	平成 26 年 4 月 25 日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 平成 25 年度事業結果及び決算、平成 26 年度事業計画（案）及び予算（案）について</li> <li>2) 平成 26 年度旭川市生活交通路線（旭川市単独補助路線）について</li> <li>3) 生活交通改善計画（利用改善促進等）について</li> <li>4) 地域協働推進事業について</li> <li>5) 旭川市地域公共交通会議設置要綱の改正について</li> <li>6) 旭川市生活交通ネットワーク計画について</li> <li>7) 各種報告について</li> </ol>
平成 26 年 第 2 回	平成 26 年 11 月 12 日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 地域協働推進事業について</li> <li>2) 地域内フィーダー系統（米飯のりタク）実績報告について</li> <li>3) 地域公共交通確保維持改善事業の一次評価について</li> <li>4) 旭川市生活交通路線について</li> <li>5) その他</li> </ol>
平成 26 年 第 3 回	平成 27 年 2 月 10 日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 本年度の地域協働推進事業について</li> <li>2) 来年度の地域協働推進事業について</li> <li>3) 住民参加による低炭素都市形成計画策定モデル事業の報告と今後の事業展開について</li> <li>4) ICカードの相互利用化について</li> <li>5) その他</li> </ol>
平成 27 年 第 1 回	平成 27 年 5 月 12 日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 平成 26 年度事業結果及び決算、平成 27 年度事業計画（案）及び予算（案）について</li> <li>2) 地域協働推進事業について</li> <li>3) 生活交通改善事業計画について</li> <li>4) 旭川市生活交通ネットワーク計画について</li> <li>5) 平成 27 年度旭川市生活交通路線について</li> <li>6) 各種報告</li> </ol>

平成 27 年 第 2 回	平成 28 年 1 月 19 日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 地域協働推進事業の中間報告について</li> <li>2) 米飯地区デマンド交通の運行事業者について</li> <li>3) 地域公共交通確保維持改善事業の一次評価について</li> <li>4) 生活交通改善事業計画（利用環境改善促進等）について</li> <li>5) その他</li> </ol>
平成 27 年 第 3 回	平成 28 年 3 月 29 日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 地域協働推進事業について（報告）</li> <li>2) 米飯地区におけるデマンド交通の運行事業者の公募結果（報告）</li> <li>3) 平成 26 年度米飯デマンド交通の実績について（報告）</li> <li>4) 平成 28 年度旭川市地域公共交通会議の事業案について</li> <li>5) 旭川市地域公共交通会議設置要綱の改正について</li> <li>6) 生活交通改善事業計画について</li> <li>7) その他</li> </ol>
平成 28 年 第 1 回	平成 28 年 5 月 27 日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 平成 27 年度 事業結果及び決算、平成 28 年度 事業計画（案）及び予算（案）について</li> <li>2) 本年度の地域協働推進事業について</li> <li>3) 生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備）について</li> <li>4) 旭川市生活交通ネットワーク計画について</li> <li>5) 各種報告</li> </ol>
平成 28 年 第 2 回	平成 29 年 2 月 2 日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 地域協働推進事業について（中間報告）</li> <li>2) 米飯デマンド交通の実績報告について</li> <li>3) 北海道運輸局補助事業の 1 次評価について</li> <li>4) 先進地視察について</li> <li>5) 旭川市地域公共交通会議設置要綱の一部改正について</li> <li>6) 各種報告</li> </ol>

## 15 利用者等の意見の反映状況

### ・ 米飯地区住民代表との意見交換会の開催

米飯地区の住民代表（地域の市民自治組織の代表者）と、交通会議事務局、運行事業者による意見交換会を開催し、利用者意見の把握を行った。

【実施日】平成29年3月29日（水）

【参加者】11名

## 16 協議会の構成メンバー

表 旭川市地域公共交通会議構成員名簿（平成29年5月現在）

区分	役職名	氏名
旭川市長が指名する職員	旭川市地域振興部長	菅野 直行
	旭川市福祉保険部長	稲田 俊幸
北海道知事が指名する職員	北海道上川総合振興局地域創生部 地域政策課長	石井 順一郎
旅客鉄道事業者	北海道旅客鉄道（株）旭川支社 専任部長	堀井 忠
一般乗合旅客自動車運送事業者	旭川電気軌道（株） 運輸部長	蟹谷 正
	道北バス（株） 運輸部長	福内 直樹
	北海道中央バス（株）旭川営業所 所長	本間 雅雄
一般旅客自動車運送事業者団体	旭川地区バス協会 事務局長	増田 勝弘
	（一社）旭川地区ハイヤー協会 会長	柏葉 健一
	－ ” － 専務理事	荒川 盛行
	旭川地方個人タクシー協同組合 専務理事	山内 建一
一般旅客自動車運送事業者の運転手が組織する団体	旭川地区交通運輸産業労働組合協議会 議長	藤井 正樹
利用者・住民代表	旭川市民委員会連絡協議会 理事	東 建司
	北海道高等学校PTA連合会旭川支部 事務局長	馬道 淳一
	旭川市社会福祉協議会 常務理事	天野 裕次
	（一社）旭川消費者協会 理事	馬場 貞
	旭川NPOサポートセンター 理事	森田 裕子
その他団体	旭川商工会議所 事務局長	川口 勤
道路管理者	旭川開発建設部旭川道路事務所 計画課長	菊地 和彦
	北海道上川総合振興局旭川建設管理部 事業課長	梅本 利男
	旭川市土木部長	新野 康二
	東日本高速道路（株）北海道支社旭川管理事務所 副所長	山田 裕明
警察	旭川中央警察署交通第一課 企画規制第二係長	田中 良博
	旭川東警察署交通第一課 企画規制係長	四宮 弘
学識者	中央大学 研究開発機構 教授	秋山 哲男
	北海道大学大学院 公共政策学連携研究部 教授	高野 伸栄
	旭川医科大学 教授	高橋 雅治
運輸局・運輸支局	北海道運輸局旭川運輸支局 首席運輸企画専門官	相田 悟 山角 雄一